機関紙 ほくだい

北海道大学教職員組合
【電話】011-746-0967（FAX兼用）
内線：2083、3994
HP：https://hokudai-shokuso.sakura.ne.jp/
メール：kumiai@hokudai-shokus.sakura.ne.jp

一方的な期末手当引き下げに対する北海道労働委員会のあっせん報告

執行委員長　山田幸司

2022年4月27日（水）に一方的な期末手当引き下げに対する北海道労働委員会のあっせんが行われました。本件は、2月16日に厚生労務室から令和３年人事院勧告及び北海道大学の期末手当引き下げの対応方針が示され、3月16日に行われた団体交渉で人事院勧告以外の期末手当引き下げの根拠を示さず、代償措置も議論せず、わずか１時間で決裂したため、4月4日に北海道労働委員会にあっせん申請書を提出して行われたものです。（詳細につきましては、職組ホームページのあっせん申請書をご覧下さい。）民間企業であれば、期末手当引き下げを回避するための経営努力が行われ、それでも難しければその根拠を示すとともに勤務時間の削減などの代償措置を労働者側に提案するところですが、北大は使用者としての責任を何一つとして果たしていませんでした。

あっせんの場では、まず労働者側だけが呼ばれ、北海道労働委員会会長と労働者委員、使用者委員に対して、経緯とあっせんに対する要望の説明を行いました。あっせんの性質上、不当労働行為に関して白黒つけるものではありませんが、人事院勧告のみを理由とした期末手当引き下げは乱暴であろうとの見解が示されました。１時間ほど説明をしたのち、次は使用者側だけが呼ばれ、同様のやり取りが１時間ほど行われたようです。最後に、あっせん委員からあっせん案が示され、労使とも同意したので、あっせん委員立ち合いの元、あっせん案に調印して、あっせんは終結しました。

あっせんの結果得られた合意事項は、「法人は、組合に対し、団体交渉に当たって、団交事項に関する必要な資料を提示するとともに、丁寧な説明を行い、誠実な交渉をすることを約束する。」というもので、2005年と2009年の不当労働行為の救済申し立てで得られた合意事項「今後とも、給与その他労働条件の変更の提案にあたっては、十分な労使協議の時間を確保し、その根拠となる関係資料を提示して両者誠意をもって交渉すること。」よりも範囲が広く強力なものです。

職組はこの結果を受け、期末手当引き下げの代償措置要求書を提出しました。民間企業と違って学生定員を減らすなどして仕事量を減らすわけにはいきませんから、仕事を効率的に行えるよう教職員の雇い止めを廃止することを求めています。北大は、SDGsへの取り組みを評価したTHEインパクトランキング2022において、世界総合ランキングで 10 位に入っていますが、SDGs の理念にも反する労働者の雇い止めは即刻止めるべきです。また、コロナ禍対応で増えた労働に対して、非常勤を含めた全教職員への一律金額の手当も求めています。さらに、手当に関しては国家公務員に準拠して引き下げておきながら、給与に関しては低いラスパイレス指数を放置しているので、来年度の給与・手当が適正化されるよう早期の団体交渉を求めていきます。なお、あっせんを受けたからといって救済申し立ての権利を放棄したわけではありませんから、代償措置に対して誠実な交渉が行われない場合は、不誠実交渉を理由とした救済申し立てを行い、期末手当引き下げの撤回を要求していきます。

5月13日に期末手当引き下げに対する代償措置要求と宿舎廃止問題の資料請求5を提出しました。(HP参照)

Book　アレクシエーヴィチ『戦争は女の顔をしていない』

ドイツにおいて、第一次大戦における敗戦は独裁体制を招き寄せ次なる戦争の心理的土台を準備した。一方で、独裁国家が過去の戦勝体験をイデオロギー的に利用することもある。現在、ウクライナに軍事侵攻を行っているロシアが対独戦勝記念日をかくまで重視するのはその証である。戦勝体験と未来の戦争とのイデオロギー的な結びつきを断ち切るためには、過去の戦争の聖化を阻止する必要がある。その上で、ベラルーシの作家、スヴェトラーナ・アレクシエーヴィチの『戦争は女の顔をしていない』以上に有益な本はない。

本書は、ソ連国民として第二次大戦を戦った多くの女性たちの聞き書きである。アレクシエーヴィチは、本書の序において、「戦争のことを聞いただけで、それを考えただけでむかつくような、そんな本が書けたら」と記している。大義ある戦争に勝利したソ連において、そうした本を書くことは、他国を侵略した末に戦争に敗北したドイツや日本においてよりも、はるかに難しいことだった。

一般に、戦勝国の記憶は自国民の忍耐強さや勇猛果敢さを美化する言説に満ちている。戦勝国において自国民が払った犠牲を語ることは必ずしも否定されないが、それは勝利を称える物語の枠組みに収まる必要がある。だがアレクシェーヴィチが本書で行っていることは、戦争体験の生々しさをむき出しにすることである。

しかも戦争をめぐる規範的な語りには、「男が戦場で戦い、女が銃後で支える」という枠組みが存在する。女性（その中には飛行士、狙撃兵、高射砲兵だった者もいる）の従軍体験に焦点を合わせた本書は、そうした枠組みを攪乱する。一部の女性たちは国の勝利に貢献したにもかかわらず、戦後社会において制裁を受けた。平和な社会は非常時における性規範からの逸脱を許容しない。

アレクシエーヴィチがすくい上げる「女が語る戦争」は、あからさまな戦争批判でないとしても、ソ連の勝利が持つ「恐ろしい顔」、「見るに耐えない顔」を浮かび上がらせる。その一つ一つの経験は、国家やイデオロギーに同一化し得ない生身の個人によって生きられたものだ。それゆえ本書を読むことは、現在進行中の戦争を「敵」「味方」を越える個人の視点から捉え直すことにもつながるだろう。

（文学部班　水溜真由美）

建前に実態がついていっていない

本学で見聞きする問題点について感じることは、「建前に実態がついていっていない」ことです。以下、2つの例を挙げます。

ひとつが、5年雇止めの問題です。本職組でも長年問題にしてきたように、非正規の事務職員の方々の5年雇止めは深刻な問題です。そしてその当事者は、圧倒的に女性です。東京大学の組合が5年雇止めを廃止する際に用いた議論の一つが、この、女性に対する間接差別にあたる、というものであったときいています。

最近、本学が「国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」」の際に受けた評価の中では、「ダイバーシティ環境醸成」の状況に関して、評価が低いものであったとのことです。

この評価の際のダイバーシティ環境醸成の指標算出にあたり、雇止めのことが直接的に評価結果につながったわけではないかもしれません。とはいえ、雇止めのような重要な問題が何年も続いている状況は、客観的な眼でみれば、ダイバーシティ環境が整っていると評価されることは難しいだろう、と、多くの人が感じるの

ではないでしょうか？

もう一つが、本学も力を入れている、国際化についてです。大学院生に授業の補助をして勤務していただくティーチング・アシスタント（TA）の発令文書、TA採用に関連したいくつかの手続き文書、毎月のTA勤務時間数の様式文書は、全部日本語です。私の授業で勤務していただいているTAの多くは留学生で、日本語は日常会話くらいでしか使っていない、という人もいます。

あるとき私は、学内でこの様式や説明の文書を英語で作成し運用しているところがあれば、私の部局でも使わせてほしい、との依頼をしました。しかし、そういうものは無い、というのが、事務からの回答でした。つまり、このような文書は全学的に日本語で運用されていて、留学生はそれへの対応に多かれ少なかれ苦労しているのではないか、と思えます。これでは国際化が進んでいるとは、思われないでしょう。

些細なことであっても、地道に問題解決をしていくことが、今求められているのではないかと、感じています。

（経済学部班　安部由起子）

学術・大学を破壊する「稼げる大学」法

5月18日、参議院本会議において「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案」（国際卓越研究大学法）が与党ほかの賛成多数で可決成立しました。法律の名称が示すように、この法案は研究成果の活用のための体制、すなわち新産業や知的財産を創出していくしくみを構築しようというものです。具体的には、政府が国公私立大学のうち特定の大学を「国際卓越研究大学」として認定し、「年3%の事業成長」（収入の増加）などの計画をつくらせ、その進捗状況を監視していくことになります。

「年3%の事業成長」とは、国際卓越研究大学制度の骨子を議論してきた総合科学技術・イノベーション会議が示したものです。同会議の「最終まとめ」は、世界の「大学ランキング」上位校は近年年平均6～7%もの「事業成長」をしているとして、日本の「研究大学」にも最低3%の成長が必要（「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」2022年2月1日）だとしています。しかし、例として挙げられる英米のランキング上位の大学（ハーバード大、オックスフォード大、MITなど）も、研究成果を産業化することにより稼いでいるわけではありません。収入増の主な要因は、授業料の値上げや寄付金の増大、さらに公的機関から獲得する資金の増加なのです。

一方、日本の国際卓越研究大学に対しては、10兆円の大学ファンドの運用益（国債・株式）から助成が行われるとされていますが、助成金の額や使途は明確ではありません。運用の結果次第では助成が一切行われないこともありうるのです。それでも各大学は「事業成長」を達成しなければならないため、授業料の値上げ、不採算部門の閉鎖、保有する資産の売却などに走るおそれがあります。また、手っ取り早く「事業成長」する方法として、他大学（法人）と合併しようと考える経営者があらわれるかも知れません。

国立大学の場合、国際卓越研究大学には経営方針の決定や学長の選考などを行う権限を持つ「最高意思決定機関」をつくることが予定されています。これには国立大学法人法の改正が必要となります。「最高意思決定機関」の構成員の要件、学外者の比率など詳細は未定ですが、「稼げる大学」づくりをめざす体制の下では、学術と高等教育の総合的な発展は望めません。大学関係者の連帯がこれまでにも増して重要になっています。

（教育学部班　光本）

北大総長解任取消訴訟第5回口頭弁論報告

2022年5月11日（水）10:30から札幌地方裁判所 805 号法廷で北大総長解任取消訴訟の第５回口頭弁論が行われました。総長解任の理由となった非違行為の真偽も含め争点が多岐にわたるので、3月9日に行われた第４回口頭弁論では一旦原告被告とも新たな主張を止めて、裁判所が作成する争点整理表に双方が追記する方針が示されました。今回、原告側が追記した争点整理表が提出され、それを見て被告である北大と国が7月11日までに追記して提出する方針が示され、わずか５分で閉廷しました。次回の口頭弁論は、7月20日（水）の10:30から同法廷で行われる予定です。

裁判後の原告側の報告会では、争点整理表から事実認定の方法が決定され、早ければ年内に証人尋問の人選が行われ、年明けに証人尋問が行われ、判決は再来年の 3 月までに出るだろうとの見通しが原告側弁護士から示されました。参加者からは、国の外郭団体の理事に就任する元部下から名和前総長に１日だけの総長復帰を打診したとの報道に関して質問がありました。相変わらず、北大教職員のあずかり知らぬところで道理の通らない対応が画策されていると言わざるを得ません。5 月 26 日には、北大情報不開示処分取消等請求訴訟第３回口頭弁論が行われ、被告北大の不開示処分の釈明が明らかになります。職組では、昨年 10 月に行われたオンライン学習会から新たに明らかになった事実を中心に、総長解任問題の学習会の続きを近日中に開催予定です。詳しいスケジュールについては、職組のホームページをご覧下さい。

（執行委員長　山田）

2022 年第 93 回メーデー　３年ぶりに全道集会が開

今年もコロナ感染者が多数出ている状況でしたが、実行委員会で議論を重ね、みんなが団結できる形での実施を追求し、全道集会は JR 札幌駅南口広場で代表参加とし、Youtube でライブ配信することになりました。

当日は強風が吹き荒れる寒い日でしたが、医療や農業関係者、スナックのママなどが連帯の挨拶を行いました。また、やじ排除裁判で札幌地裁で勝利した、札幌地域労組の桃井さんは「権力者は批判の声が路上に出ることを恐れています。メーデーを路上で開催し、社会は私たちのためにあります。連帯して社会を変えていきましょう」と訴え、拍手に包まれました。

来年こそ大勢の人たちが集まれるメーデー集会にしたいものです。　（書記局　大島）

Youtube 配信

道労連主催:労働委員会の活用での組織活性化につなげる学習会報告

道労連は、労働組合に対する差別や支配介入など、「労働組合をつぶす」ことを目的に行われる不当労働行為などが多くあること、労働委員会を活用したことがない役員が増えていることから「労働委員会の活用での組織活性化につなげる学習会」を企画し、5 月 14 日(土)に開催されました。

初めに「労働委員会の役割」と題した講義が労働者委員をされている赤坂　正信　氏（札幌地区労連議長）を講師に行われ、意義と役割の説明の後、最近は活用が減っていること、事務局は分からなくとも親切に対応してくれること等が話されました。その後３単産から実際の取り組み経験と教訓が話されました。

学習会で使われた資料があるので見たい方は組合書記局・大島にご連絡ください。

期末手当の引き下げや宿舎廃止、「あっせん」申請などで意見交換

2021年度２回目の班書記長会議を４月18日（月）18時からオンライン形式で実施しました。班書記長の皆様、急な依頼にもかかわらずご参加いただき誠にありがとうございました。

当日の議題は、①期末手当の引き下げおよび教職員宿舎廃止に関わる団体交渉の経緯の説明、②団体交渉に関わる北海道労働委員会へのあっせんについて、③その他（新規組合員拡大の取り組みについて）としました。教職員組合は４月27日（水）に北海道労働委員会における「あっせん」を控えており、本年度の団体交渉とあっせんの申請に至った経緯を説明するとともに、各班書記長から広く意見聴取する機会と考え開催しました。

説明後には、班書記長からご質問・ご意見をいただき、活発な議論が行われました。当初は30分の予定でしたが、予定を大幅にオーバーして、1時間近く意見交換を行いました。特に、非常勤職員の労働環境・条件・待遇や５年雇い止めについて多く意見があがり、執行委員としてこの問題の重大さを改めて認識しました。また、今回はオンライン開催という点を活かし、当日の会議を録画しました。各班書記長には動画のURLをお知らせしていますので、視聴したい方は所属の班書記長にお問い合わせください。

（書記長　山崎）

期末手当引き下げの代償措置要求書と職員宿舎廃止に関する資料請求５を提出

職組は５月13日に期末手当引き下げの代償措置要求書と職員宿舎廃止に関する資料請求５を提出しました。

◆　代償措置について労働組合と大学が合意できない場合は、不誠実交渉を理由とした救済申し立てを行うと考えを明らかにし、項目を以下の２点に絞って提出しました。

１）SDGsの理念にも反する教職員の雇い止めを廃止すること

２）非常勤を含めた全教職員への一律金額のコロナ対策手当を支給すること

◆　宿舎舎廃止問題では、廃止でなくむしろ宿舎の有効活用によって、収支状況を改善することは可能なのではないかとする立場で、以下の２点について質問しました。

１）伏見住宅の一部の留学生宿舎への転用について

２）宿舎の活用について

京都大学から　　清水池義治（執行委員、農学部班）

2022年４月から１年間の予定で、京都大学農学部の研究室にサバティカルで滞在しています。滞在先の研究室は、自分の専門とはやや趣が異なる分野です。ゼミでの議論も新鮮で、久しぶりの院生気分を味わっています。また、長く北海道在住であったため、実に四半世紀ぶりの本州の春を楽しんでいます。なかなか新鮮な気分で、外国に来たようです。

さて、授業や校務から解放されて、研究に邁進といきたいところですが、３月末までに終わらせられなかった書類仕事にまだ苦しんでいます。また、便利な世の中（？）になったもので、オンラインで行われる各種会議（主に学外関係）には出席し続けていて、なんとも不思議な感覚です。

京都大学でも、就業規則における５年雇い止め条項はまだ撤廃されていませんが、京大職組の交渉を通じて５年雇い止めの例外措置（継続雇用）の導入と、職組支援のもと例外措置の運用と無期転換が多数実現されています。京大滞在中には、こういった職組の取り組みについても聞いてこようと思っています。

コラム

＜連載シリーズ＞長時間労働の是正に向けた勉強①

Ｑ１：日本の労働時間ルールはそもそも厳しい？それともゆるい？
Ａ１：先進国の労働時間ルールは米国が最もゆるい（上限が存在しない）。
日本はその米国に次いでゆるい（つまり長時間労働が行われや

米国では労働時間の規制自体が存在しないため、例えば週 100 時間（月 260 時間の残業）という明らかに健康被害が出る労働契約であっても合法。その代わり週 40 時間を超える勤務には 1.5 倍の割増賃金が義務化されている。このように割増賃金で間接的に労働時間を抑制させようとしているのが米国。

ヨーロッパは物理的な労働時間の規制が強く、「残業を含めて週 48 時間の勤務」が上限。これだと月換算でたった 34 時間程度の残業しか命ぜられない。また労働時間規制を安全衛生上の観点から規制している。その一方で割増賃金のルールは存在しない。

日本はまず「労使協定（36 協定）」で上限を変えられるという独特な制度を持つ。その上で、アメリカと違って労働時間の規制自体は一応あるものの安全衛生の面ではヨーロッパの上限からは程遠く、ほぼ過労死ラインまで働かせることも合法。割増賃金は週 40 時間、月 60 時間、休日、深夜と割増率が細分化されている。

まとめ
米　国：残業を含めた勤務時間に上限がない。
日　本：労使協定を結べば平均月 80 時間まで残業可能（残業含め 1 週 58.6 時間勤務）
独仏英：残業は月換算で約 34 時間が限界（残業含め 1 週 48 時間勤務）

日本は米国と同じく「法律上決められた割増賃金さえ払えば過酷に働かせても良い」と考えるため、「残業代をどうするか」の議論ばかりでヨーロッパのような安全衛生面からの「物理的な残業時間の規制」が非常に弱い国。これに加えて「サービス残業文化」がさらに労働時間ルールを骨抜きにしている。

（副執行委員長　岡坂）

【参考サイト】JILPT 報告「諸外国の労働時間法制とホワイトカラー労働者への適用に関する調査―アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス―」、過労死防止学会第４回大会「ＥＵの労働時間法制とその含意」、濱口桂一郎「労働時間改革をめぐる実務家と政策論者の視点」
次回予定「Ｑ２：残業は拒否できるか？また拒否すると必ず懲戒処分を受けるか？」

【当面する行事など】 チラシ等は北大職組ホームページ「諸団体の行事」からご覧ください。

5/19　戦争をさせない北海道委員会・総がかり行動　18:00～18:30　大通西 3 丁目
5/21　2022 年国民平和大行進　札幌
5/23　執行委員会　18:30～
5/25　大学ファンド学習会　18:30～Zoom　詳細はメールニュースでお知らせします
5/26　北大情報不開示取り消し請求訴訟③　11:30～　札幌地裁
5/27　しゃべルーム(19)　12:00～13:00　Zoom
6/6　執行委員会　18:30～
6/18-19 非正規ではたらく仲間の全国交流集会　13:00～富山県＆オンライン
6/20　執行委員会　18:30～

組合員を増やし、労働条件・職場環境改善を進めましょう

定期大会は 7 月 30 日(土)午前にオンラインで開催する予定です。次期役員を選出しましょう！